

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	メール、学内グループウェアなどを通じて全教職員に周知をおこなった。	引き続き実施する。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	2ヶ月に1度開催し、いじめに関し情報共有及び協議した。	引き続き実施する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	未実施のため5年度は研修を企画して実施する。	令和5年度は未実施のため 令和6年度は実施する。	令和6年度
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	メール、学内グループウェアなどを通じて全教職員に周知をおこなった。	引き続き実施する。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	メール、学内グループウェアなどを通じて全教職員に周知をおこなった。	引き続き実施する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	メール、学内グループウェアなどを通じて全教職員に周知をおこなった。	引き続き実施する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	メール、学内グループウェアなどを通じて全教職員に周知し、重大事態に対する対応も規則等で定めている。	引き続き実施する。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	個人情報に配慮しつつ、関係教職員が紙などで閲覧、共有できる体制となっている。	引き続き実施する。	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	反映している。	定期的に点検をし反映する。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	4回実施した学生対象アンケート結果をいじめ対策委員会および教員会議で共有した。	引き続き情報共有する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にするとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	学内で検討し、SCは必要に応じて助言等を求めることとし、構成員には含んでいないが、情報共有可能な体制となっている。	引き続き情報共有する。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	未実施のため、令和5年度実施を検討する。	未実施のため令和6年度に実施する。	令和6年度
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	メール周知をおこなっている。	引き続き実施する。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	主体性を重視するための質問を5年度アンケート項目に取り入れる。	引き続き実施する。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	後援会を通じて書面通知、またホームページによる周知をおこなった。	引き続き実施する。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	後援会を通じて書面通知、またホームページによる周知をおこなった。	引き続き実施する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	未実施のため、令和5年度実施を検討する。	未実施のため令和6年度に実施する。	令和6年度
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	近隣の警察署（ひたちなか警察署）と連携している。	引き続き実施する。	